

16. 新規就農者の就農から経営安定までの継続支援

豊肥振興局・地域農業振興課¹⁾

○安部竜司・川辺卓郎・後孝典・中野里香・川ノ上実¹⁾

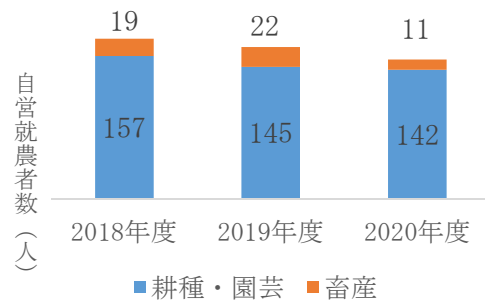
1 背景・目的

2020年度における本県の自営就農者は153名、そのうち畜産業への就農者は11名であり、自営就農者の円滑な就農及び就農後の経営安定は担い手不足を解消するための重要な課題の一つである。当振興局でも就農支援を重点活動と位置づけ、就農希望者の就農支援及び自営就農者の就農後支援を実施しているので報告する。

また、近年、新規就農者向けの支援策が拡充される一方で、各種支援策の関係性が複雑化しており、技術指導や各支援策の活用、他制度（農地法や税制等）への対応等、関係機関と連携した総合的な支援が求められる。

そこで、円滑な就農及び就農後の経営安定を支援するため、「新規就農支援に係る制度と普及指導上の留意点」及び「経営計画例」をまとめたので併せて報告する。

図1 大分県の自営就農者数の推移



2 取組内容

(1) 竹田市

竹田市では、「久住地域肉用牛定休型ヘルパー組合」のヘルパー要員として技術習得後、肉用牛繁殖経営を開始するという流れが構築され、これまでに2名が自営就農するなど、関係機関と連携し、就農前から支援を継続している。

今年度はこの就農した2名に対して、経営開始後に判明した計画と実績の乖離の解決に向けた支援を竹田市と連携して行っている。特に自営就農者においては市場価格の変動などにより計画と実績に乖離が生じがちとなるため、毎年毎月の経営実績を把握、モニタリングすることで、問題の早期発見及び対処が可能となる。併せて、経営計画と前年実績を照合し更新していくことが重要である。

(2) 豊後大野市

豊後大野市では2020年度新たに肉用牛定休型ヘルパー組合が設立されヘルパー要員2名で運営を開始した。振興局は組合の立ち上げに際し、ヘルパーに関する情報提供や農家へのアンケート調査及び設立に向けた合意形成を行った。要員のうち1名は農家子弟であり、経営継承、規模拡大を希望しており、関係機関とともに就農に向け協議を重ねている。

(3) 就農相談

当振興局ではほかにも複数の就農相談に対応しており、就農・参入支援班や各市と連携し、本人や家族の意向の聞き取りと合わせて各種支援制度の説明を行っている。

図 2 就農相談対応時の連携体制



(4) 新たな課題と広域普及指導員への提案

新規就農者ごとに異なる様々な状況に合わせて、最適な就農支援を行うためには、普及指導員自身が、各種制度や支援策に関する幅広い知識を有し、それらに關係する組織や人と調整をしていく能力が求められる。

しかし、これらは、普及指導員の指導経験に依存する場合が多く、さらに、近年は就農にかかる支援策が複雑化しつつある状況の中、支援策の組み合わせ等で留意すべき事態も生じている。

そこで、各種支援事例や指導方法について、普及指導員間の情報共有を強化していくことが必要と考えられた。また、これは、当振興局だけでなく県全体の課題であると考えられたことから、普及指導員の統括・指導を行う広域普及指導員に、他振興局との情報交換を提案した。

その結果、広域普及指導員が中心になり、各普及指導員の培ったこれまでの知見をまとめた「新規就農支援に係る制度と普及指導上の留意点」及び「経営計画例」が作成された。今後も、制度改正等や新たな事例を踏まえ、常に更新していくことが重要となる。

図 3 新規就農支援に係る制度と普及指導上の留意点

制度名	概要	指導上や経営計画作成時の留意点
【県】 内用牛担い手確保総合対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ＜独立就農型＞ 50頭以上の経営計画 45歳未満 畜舎等2/3以内 省力化機器2/3以内 	<ul style="list-style-type: none"> ① 働けるから独立（経営分離）して就農する場合に、＜独立就農型＞も活用する場合、経営申告を親経営と別個にする必要がある（原則）。しかし、事業所得（農業所得）部分を別個にするには税務署側が同意に認めない可能性があるため、まず、別個にするための条件等を、税理士や税務署に確認すること。（基本的には、税務に関することは普及指導員が問い合わせるより、本人や当該経営体からさせること） ② 「独立就農型」の交付対象者の継続カウントは、＜年度＞交付決定後（早くても4月）～完了（遅くとも3月）であるため、【国】生産基礎拡大加速化事業（和牛の増頭奨励金の交付）：＜年度＞1月～12月と併用するときは、両事業の交付対象漏れがわからないように、導入計画は、年次だけでなく「月次」で作成し整理しておく。 ③ 県単事業のため、県や市の予算に限りがあったり、次年度にむけて予算要求が必要であったり、翌年度以降に制度改訂がありうるため、早めに市や県（審議技術室）と情報共有しておく。 ④ 【県】親元就農給付金＜開始型＞を受給する場合、【県】内用牛担い手確保総合対策事業＜独立就農型＞は利用できない。同事業の＜親元就農型＞は利用可。
【県】 内用牛担い手確保総合対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ＜独立就農型＞ 20頭以上の経営計画 55歳未満 畜舎等3/4以内 省力化機器2/3以内 繁殖雌牛3/4以内 県内導入 年間10頭3年で20頭 経費または産駒交換A 	<ul style="list-style-type: none"> ① 畜舎等の固定資産取得に対する補助金は、損益計算書の勘定科目は特別利益となる。また、圧縮記録の対象となる。 ② 補助金収入を特別利益とし、同額を固定資産圧縮額として特別損失へ計上

3 成果

今年度は、新たに竹田市で10件、豊後大野市で4件（2021年9月末時点）の就農相談に対応しており、そのうち10件が就農につながる見込みである。

4 残された課題

今後も新規就農者の経営安定に向けた支援と合わせて、新たな就農予定者が円滑に就農出来る様に関係機関と連携して支援を行っていく。